

# 魚沼市体育協会規約内規

(目的)

第1条 この内規は、魚沼市体育協会規約（以下「規約」という。）第21条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(役員を選出)

第2条 理事長及び副理事長が所属する団体からは、その人数分の理事を補充することができる。

(加盟団体の資格)

第3条 加盟団体になろうとする団体の資格は、次に掲げる条件を満たさなければならない。ただし、特例を設けることができる。

(1) 団体規約、事業計画及び予算を有すること。

(2) 加入をしようとする団体は、2団体以上構成員数各10人以上又は、1団体20人以上を有しなければならない。

(書類の様式)

第4条 この会に入会及び脱退並びに各種申請書等に関する様式は別記とする。

附 則

(施行期日)

この内規は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この内規は、平成22年4月20日から施行する。